

令和7年12月20日

お知らせ

課名	畜産課	農政企画課
担当	岡田	馬場
内線	6544	6543
直通	086-226-7419	

高病原性鳥インフルエンザが疑われる事例に係る 遺伝子検査の結果及び今後の対応について

12月19日、津山市において高病原性鳥インフルエンザが疑われた事例については、遺伝子検査を実施した結果、H5亜型の遺伝子が確認され、本日9時に国において高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜と確定されました。

県では、当該農場で飼養する鶏の殺処分等、次のとおり必要な防疫措置を開始いたしますので、お知らせします。

1 今後の対応

(1) 発生農場の措置

家きん全羽（約43万羽）の殺処分、汚染物品の封じ込め、農場の消毒等

(2) 周辺農場の防疫措置

①発生農場から半径3キロ以内の区域について「移動制限区域」として設定し、家きん等の移動を禁止（制限区域内農場 0戸）

②発生農場から半径3キロ超から10キロ以内の区域について「搬出制限区域」を設定し、家きん等の搬出を制限

（搬出制限区域内農場 7戸 約42.6万羽、関連施設 2施設）

③周辺農場及び関連農場の立入検査等を実施

(3) 消毒ポイント

発生農場から3キロ付近、10キロ付近に車両消毒ポイントを設置

2 報道機関へのお願い等

(1) 現場での取材（ヘリコプターやドローンを使用しての取材を含む）は、本病のまん延を引き起こすおそれがあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。殺処分等の様子については、当方から、その写真や動画を随時提供します。

(2) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めてまいりますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱する事がないよう、御協力をお願いいたします。

我が国では、これまで家きん肉及び家きん卵を食べることにより、鳥インフルエンザウイルスが人に感染した事例は報告されていません。